

「小諸市新しい介護予防・日常生活支援総合事業」

Q&A（平成28年8月31日版）

【訪問・通所共通】

問1 総合事業の運営規定に記載するサービス名の正式名称は何になるか。

(答)

介護予防訪問介護の現行相当サービスは「訪問介護相当サービス」、緩和した基準のサービスは「訪問型サービスA」になる。

介護予防通所介護の現行相当サービスは「通所介護相当サービス」、緩和した基準のサービスは「通所型サービスA」になる。

問2 介護保険サービスの運営規定に、総合事業の運営規定を盛り込むことで一つの運営規定で介護保険サービスと総合事業を一体的に取り扱うことは可能か。

(答)

可能である。

ただし、総合事業の運営に必要な項目について運営規定に記載すること。

(また上述のサービスをそれぞれ訪問介護等、通所介護等とまとめて記載して問題ない)

問3 指定申請書類の様式10「介護保険法第115条の45の5第2項の規定に該当しない旨の誓約書」に役員それぞれの押印が必要か。

(答)

不要である。

【訪問介護】

問1 訪問介護相当サービス、訪問型サービスAの計画作成者もサービス提供責任者か。

(答)

現行同様、サービス提供責任者になる。

【通所介護】

問2 指定申請書の様式3-2「通所型サービスに係る記載事項」、様式7-2「従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表」の単位とはどういったことか。

(答)

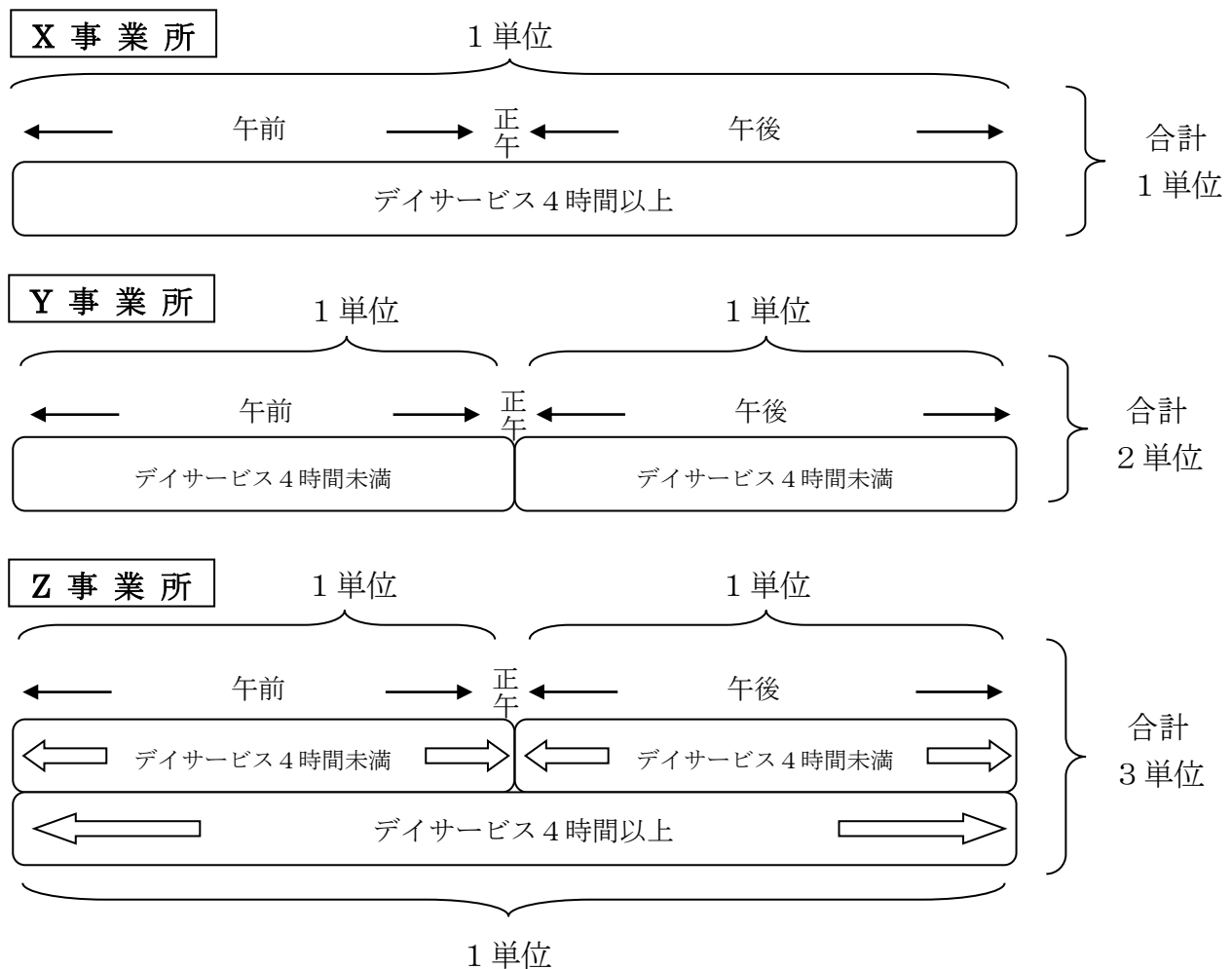
1日に提供するサービスの提供単位になる。

例えば X 事業所が、通所型サービス A の 4 時間以上のサービスを提供する場合、1 日に提供するサービスは 4 時間以上のサービス 1 回のみなので単位は 1 単位となる。よって様式 3-2 の実施単位数は 1 となり、様式 7-2 は 1 単位分の 1 枚の提出のみとなる。

それに対し Y 事業所が、通所型サービス A の 2 時間以上 4 時間未満のサービスを午前と午後の 2 回提供する場合、1 日に提供するサービスは 2 時間以上 4 時間未満のサービス 2 回になるので単位は 2 単位となる。よって様式 3-2 の実施単位数は 2 となり、様式 7-2 は 2 単位分の 2 枚の提出が必要となる。

さらに Z 事業所が、通所型サービス A の 4 時間以上のサービスと通所型サービス A の 2 時間以上 4 時間未満のサービスを午前と午後の 2 回提供する場合は、1 日に提供するサービスは 3 単位となる。よって様式 3-2 の実施単位数は 3 となり、様式 7-2 は 2 単位分の 3 枚の提出が必要となる。

また同一敷地内の別棟などでもサービス提供がある場合は、提供単位は建物ごとに数える必要がある。これは提供単位ごとに人員基準を満たしているか確認するためである。



【介護予防ケアマネジメント】

問1 総合事業についてケアプランの自己作成はできるか。

(答)

できない。総合事業は高齢者自身が地域における自立した日常生活を送れるよう支援するためのものであるため、ケアプランの自己作成に基づく利用は想定していない。

(根拠：平成27年6月5日付け老振発0605号第1号厚生労働省通知)